

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、丸亀市田村池太井池土地改良区から役員の退任について次のとおり届出があった。

平成19年2月2日

香川県知事 真 鍋 武 紀

役員の 種 類	氏 名	住 所	退任年月日
理 事	中山 勝	丸亀市田村町57番地	平成17年10月2日